

答 申 第 9 1 号
平成25年 1 月15日
(諮問公第104号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書を不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年7月8日付けで次のとおり公文書開示請求を行った。

ア 平成19年5月10日及び平成19年6月12日付けで〇〇の行政処分につき保健福祉部長〇〇宛てに書面（以下「申立て書面」という。）にて申し立てられたその異議申立ての内容を、知事本人が把握し、対応し、自らの権限を用いて結果を出したことが判明し得る書面（以下「開示請求1」という。）

イ 平成19年6月11日に、介護保険課〇〇（以下「当該職員」という。）が、電話で「明日」一県民の住所地まで「出向いて説明をしたい」と決裁されたその一県民（以下「特定県民」という。）の住所地に出向くために発した復命書（以下「開示請求2」という。）

これに対し実施機関は、平成21年8月7日付け介福第287号で、公文書不開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年9月29日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

文書不存在を取り消し、開示するとの決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1について

当該職員は、申立て書面は「鹿児島県事務処理規則（以下「事務処理規則」という。）にある異議申立てであるのか」を異議申立人に2回確認し、異議申立人は、事務処理規則にある異議申立書であると回答している。事務処理規則にある異議申立ての決定

者は、決裁区分においては知事のみであり、決裁を下した知事の決裁印あるいは押印・署名等のある公文書がなければならない。

イ 開示請求2について

平成19年6月11日に当該職員が電話で「明日特定県民住所地まで出向いてその説明をしたい」と説明しているのであり、復命書が存在していることは明らかである。出張復命書の保存期間は3年であるから十分に存在している。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求1について

異議申立人が提出した申立て書面については、事務処理規則第5条第1項及び別表第1「31 その他の事務」(3)の規定に基づき、専決事項として「課長決裁」で処理したため、「知事本人が把握し、対応し、自らの権限を用いて結果を出したことが判明し得る書面」に対応する公文書は存在しない。

(2) 開示請求2について

当該職員は、平成19年6月12日に特定県民の住所地まで出張していないことから、出張復命書は作成していない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年11月2日	諮問を受けた。
平成22年12月1日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成23年2月2日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
4月25日	異議申立人から意見書を受理した。
平成24年7月25日	諮問の審議を行った。
11月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
平成25年1月9日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 開示請求1について

イ 請求対象公文書

開示請求内容は、申立て書面に対し、知事本人が対応したことがわかる公文書であり、実施機関は、事務処理規則に基づき課長決裁で処理したため、知事本人が対応したことが分かる公文書は存在しないとして不開示としたとしている。

異議申立人は、事務処理規則にある異議申立ての決定者は知事のみである等として文書不存在ではないと主張していることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性

a 事務処理規則第5条及び別表第1

実施機関において、各課等で共通する事項の決裁区分については、事務処理規則第5条及び別表第1に規定されている。

同表において、「1 地方自治法の施行に関する事務の項「(14)審査請求又は異議申立てに対する措置の決定（法231の3⑦，238の7①②③④，243の2⑥，244の4①②③④，255の2，255の3②③）」の欄（以下「1の項(14)の欄」という。）については知事決裁，「31 その他の事務」の項「(3)申請，通知，通報，報告，届出，経由，助言，勧告，催告，照会，回答等」の欄（以下「31の項(3)の欄」という。）については，専決事項として課長決裁とされている。

b 不存在を理由とする不開示の妥当性

異議申立人は、事務処理規則にある異議申立ての決定権者は知事のみであり、文書不存在ではないと主張している。

これは、事務処理規則別表第1「1の項(14)の欄」に該当し、知事決裁であるから文書不存在ではないとする主張だと思われる。

そこで、実施機関から申立て書面及びそれらに対する回答の起案の写しの提出を受け、当審査会において確認したところ、課長決裁となっていたことが確認された。

事務処理規則別表第1「1の項(14)の欄」は、地方自治法に基づく普通地方公共団体の歳入金に係る督促，滞納処分等に係る審査請求又は異議申立て等に対する措置の決定について知事決裁と規定するものである。申立て書面への対応は、地方自治法に基づく措置の決定に該当せず，同表「31の項(3)の欄」に基づき課長決裁により処理したため，請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然，不合理な点は認められない。

したがって，開示請求1について，不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求2について

(ケ) 請求対象公文書

開示請求内容は，当該職員が，明日特定県民の住所地に出向くと架電したことに係る，特定県民の住所地まで出張するために発した復命書であり，実施機関は，同日は特定県民の住所地まで出張しておらず，当該公文書は作成していないとして不開示としたとしている。

異議申立人は、復命書が存在していることは明らかであると主張していることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性

鹿児島県職員服務規程第18条第5項の規定により、職員は出張後、帰庁したときは7日以内に出張復命書を所属長に提出しなければならないとされている。

実施機関は、平成19年6月12日に当該職員は特定県民の住所地まで出張していないと説明していることから、当審査会が事務局職員に介護保険課の平成19年度の旅行命令票及び出張復命書を確認させたところ、該当する旅行命令票及び出張復命書の存在は確認できなかったため、請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求2について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。